# 定期的性能チェック制度
# 改訂に関するお知らせ

## ～2026年度からさらに制度を発展させます～

一般社団法人抗菌製品技術協議会
制度運営委員会　前川幸子
一般財団法人日本食品分析センター 微生物部／教育・研修部

## 本日の内容

- 定期的性能チェック制度導入の背景
- 制度の内容と2026年度からの改訂ポイント
- 運用の流れ－お申込み～是正対応－

本日の内容は SIAA　運用マニュアル（M24）「定期的性能チェック制度運用マニュアル(2025年3月11日改訂、2026年4月1日運用開始) 」の内容を引用して作成しています。

# 定期的性能チェック制度
# 導入の背景

## 2021年4月定期的性能チェック制度スタート

抗菌加工製品の抗菌力性能

JIS　Z 2801 抗菌活性値　2.0以上であることを証明するデータを提出

以前：登録時(入会時)に抗菌性能データを提出
以降データの提出はなし

2021年4月～5年ごとに製品の抗菌性能をチェック

SIAAは、「自己認証制度」のスタイルは維持しながら、
さらに進化させた「抗菌性能を定期的にチェックする自己認証制度」を導入しました。

# なぜ、定期的性能チェック制度を導入したのか？

SIAAマークの信頼性をさらに向上させるために、自己認証制度を一歩先に進める

### 社会的責任

SIAAマーク＝「抗菌・安全・適切な表示の認知度が向上
SIAAに対する消費者の信頼も高まると同時にその責任も高まっています。

### SIAAマークの幅広い展開

抗菌の他、防カビ、抗ウイルス、抗バイオフィルム等、幅広くマークを展開しています。

### 会員数の増加

現在1000社を超える会員数、そのうち15%が海外会員となりました。
組織が大きくなる、文化が異なることでモラルの低下が懸念されます。

# 過去4年間の実績

| 年度 | 対象会員数 | 試験製品数 | 合格数 | 不合格数 |
|---|---|---|---|---|
| 2021年度 | 52 | 71 | 64(90.1%) | 7( 9.9%) |
| 2022年度 | 128 | 128 | 108(84.4%) | 20(15.6%) |
| 2023年度 | 133 | 133 | 110(82.7%) | 22(16.5%) |
| 2024年度 | 180 | 180 | 147(81.7%) | 33(18.3%) |

※ 2023年度：1製品、分析不可のため合否判定できず

# 定期的性能チェック制度の内容と改訂ポイント

## 2026年度から運用／改訂ポイント

### ①対象登録製品の拡大

これまで：抗菌加工製品のみ
2026年度以降：・抗菌加工製品
・業務用除菌膜施工用塗材
・抗ウイルス加工製品
・抗ウイルス加工製品(ｼｪｰｸ法)
・抗バイオフィルム加工製品

### ②対象会員の拡大

これまで：国内会員のみ
2026年度以降：海外会員を含めた全会員

＜2021年運用開始当時＞

制度を軌道に乗せることに重点を置き、「抗菌加工製品のみ」「国内会員のみ」でスタート

＜運用開始から約5年が経過＞

・会員の制度の理解度の向上
・制度の定着化
・運用面の安定稼働
2026年度からさらに「全登録製品」「全会員」へと拡大させ、制度を発展

# 2026年度制度の内容（1）

| | 旧 | 新 |
|---|---|---|
| 運用開始時期 | 2021年度 | 2026年度 |
| 対象となる会員企業*） | 当会に抗菌加工製品を登録した国内会員企業 | 当会に加工製品を登録した会員企業 |
| 対象となる製品 | 登録されている抗菌加工製品 | 登録されている加工製品 |
| 試験サンプル数 | 代表的な1製品／会員企業<br>試験対象製品は会員企業が決定する。 | 代表的な 1 製品／会員企業<br>試験対象製品は会員企業が 決定する。 |
| 実施する頻度 | 5年毎に抗菌活性を確認することとし、入会年度順に年度単位で実施する。 | 各社 5 年毎に実施する。（入会年度順に年度単位） |
| 試験方法 | 製品登録時と同等の試験を実施する。<br>・ 持続性試験（耐水性及び耐光性）<br>・ 抗菌試験方法：JIS Z 2801<br>・ 無加工試験片は、全試験サンプル共通としてSIAAが提供する | 製品登録時と同条件で試験を実施する。<br>ただし、抗菌（シェーク法を除く）、業務用除菌膜施工用塗材 及び抗ウイルス試験（シェーク法を除く）に用いる無加工試験 片はガラス板とし、共通試験サンプルとして SIAA が提供す る。 |

# 2026年度制度の内容（2）

| | 旧 | 新 |
|---|---|---|
| 試験機関 | 賛助会員（JNLA認定試験所）である下記7試験機関とする。<br>・（一財）日本食品分析センター<br>・（一財）カケンテストセンター<br>・（一財）ボーケン品質評価機構<br>・（一財）日本繊維製品品質技術センター<br>・（一財）化学研究評価機構高分子試験・評価センター<br>・（一財）ニッセンケン品質評価センター<br>・（地独）神奈川県立産業技術総合研究所 | 賛助会員（JNLA認定試験所）である下記8試験機関とする。<br>・（一財）日本食品分析センター<br>・（一財）カケンテストセンター<br>・（一財）ボーケン品質評価機構<br>・（一財）日本繊維製品品質技術センター<br>・（一財）化学研究評価機構 高分子試験・評価センター<br>・（一財）ニッセンケン品質評価センター<br>・（地独）神奈川県立産業技術総合研究所<br>・（株）総合水研究所 |
| 結果の報告 | ・年度毎に取りまとめ、全体の結果（試験サンプル提供会員企業数、試験サンプル数、基準を満たした試験サンプル数等）をSIAA Web-Pageで公開する。但し、会員名は公表しない。<br>・各会員企業へは個別に結果を報告する。抗菌活性値が基準を満たなかった場合は、事務局は改善要望書を送付する。 | ・年度毎に取りまとめ、全体の結果[a) 試験サンプル提供会員企業数、b)基準を満たした試験サンプル数 等]を当会ホームページ等で 公開する。<br>・各会員企業へは個別に結果を報告する。<br>・抗菌活性値が基準に満たなかった場合は、事務局から当該企業に対して改善要望を要請する。 |

# 対象となる製品の考え方

登録加工製品の中から「1製品」ご提出をお願いします

対象製品の選択は会員の自主判断で選択下さい

会員によって登録加工製品の種類は様々・・・
- ・製品毎に登録(同じ材質でも複数登録)
- ・材質毎に登録
- ・色毎に登録

対象製品の考え方のポイント

次の全ての項目が同じ場合は同一製品群とみなし1製品とする
- a) 基材(プラスチック等)の種類　b) 剤の種類
- c) 剤の配合量　d) 加工方法

★なぜ1製品？全登録製品についてチェックするべきでは？
- ・会員の加工製品の品質管理に対する管理体制をチェックすることが目的
- ・全登録製品の５年毎チェックは無理がある

意識の向上がこの制度の狙いです

# 登録製品についての確認のお願い

**自社のSIAA登録製品の**
**最新情報の確認をお願いします**

現在SIAAには多数の製品が登録されていますが
販売、製造中止になった製品も登録されたままになっていませんか？？

**定期的に**
**自社の登録製品情報の確認をお願いします**

登録取下げ手続きについては事務局にお問い合わせください

# 自社登録製品の確認の方法（HPで確認できます）

# 運用の流れ
## －お申込み～是正対応－

# 本制度の年間スケジュール

| | |
|---|---|
| 年度毎に対象会員の決定<br>対象会員へのお知らせ | ・各加工製品メーカーが5年頃に試験サンプルを提供できるよう5年間の計画を元に対象会員企業を決定<br>・次年度の対象会員に対して、試験の案内及び試験サンプルの準備を依頼（12月） |
| 会員は試験サンプルの準備・送付 | 対象会員は試験サンプルの種類を決め、試験依頼書へ記入して事務局に送付（3～4月） |
| 試験サンプルの受領・確認<br>試験機関へ発送 | 受領した試験サンプルを確認し、試験機関に送付（5月） |
| 試験実施 | 試験機関にて試験を実施（5～11月） |
| 結果判定委員会の開催 | 各試験機関から提出された結果を元に結果判定を実施（11～12月） |
| 会員への結果の報告 | 会員企業に対して個別に試験結果を報告。<br>基準を満たさなかった場合は改善要望書を発行（12月） |
| 結果の公表 | 幹事会もしくは理事会で全体の結果報告(2～3月）後、<br>ホームページにてお知らせ（3月） |

# お申込み手順

該当会員には「申込み案内書」をお送りします。
（毎年12月）

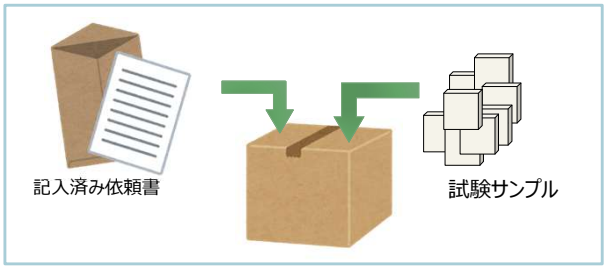


SIAA 事務局へ
指定期間に到着するよう送付
（3～4月）

＜ご用意いただく試験サンプルについて＞
実施する試験方法により、ご準備いただく試験サンプルの大きさ、枚数が異なります。
「案内書」または「登録加工製品 品質調査規定運用マニュアル 定期的性能チェック制度(運用マニュアルM24)」をご確認の上、ご準備ください。

**ご準備が難しい場合は事務局にご相談下さい**

## 基準を満たさなかった場合(不合格)の対応

事務局から「改善要望書」が発行されます

**対応すべきこと**

① 是正報告書を提出

② 是正した登録製品による再試験の実施

（ア）：再試験をSIAAに依頼

改善要望書発行から3カ月以内に事務局に提出

提出物：「是正報告書」、「是正した登録製品の試験サンプル」

（イ）：再試験を自主的に依頼(試験機関に会員が直接依頼)

改善要望書発行から6カ月以内に事務局に提出

提出物：「是正報告書」、「是正した登録製品の試験データの写し」

本制度では基準を満たさなかった場合の再試験は2回まで実施可能です(合計3回検査)

## 制度の全体像

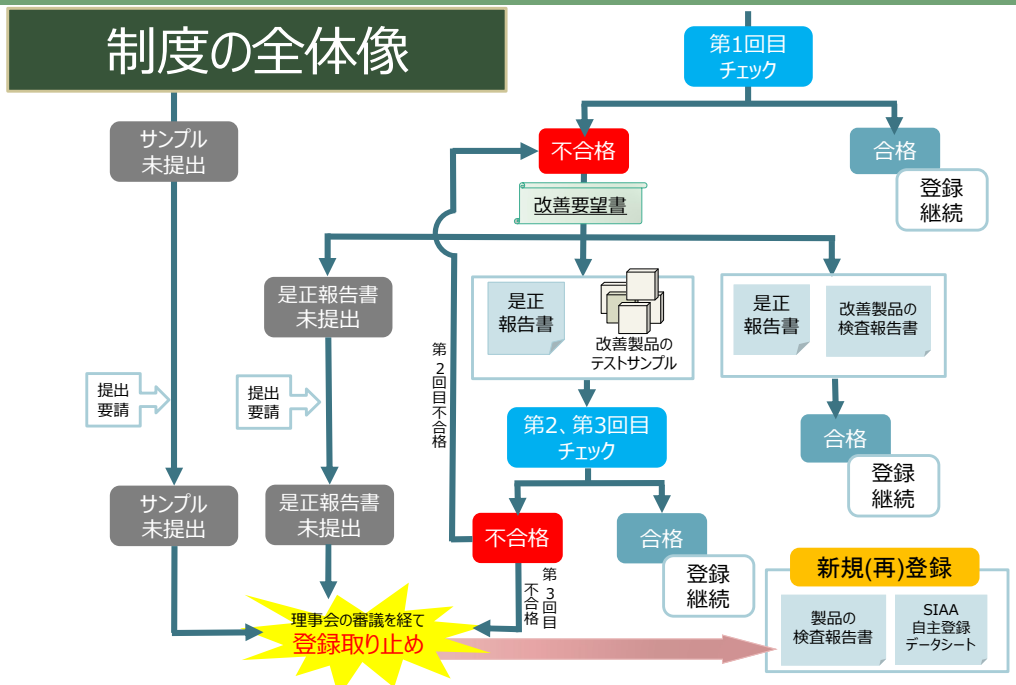

# 是正報告書の記載事項

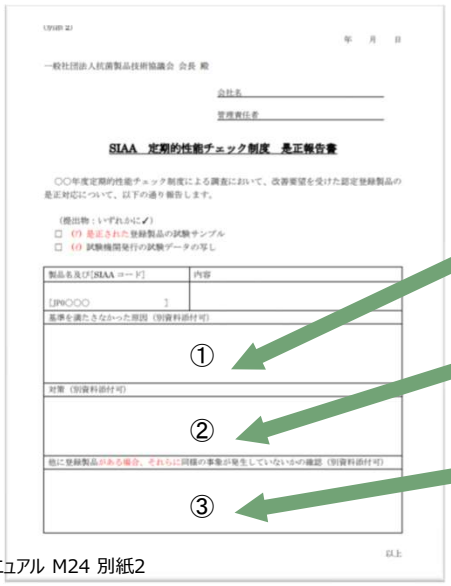

SIAA　定期的性能チェック制度　是正報告書

○○年度定期的性能チェック制度による調査において、改善要望を受けた認定登録製品の是正対応について、以下の通り報告します。

（提出物：いずれかに✓）
□　(1) 是正された登録製品の試験サンプル
□　(2) 試験機関発行の試験データの写し

| 製品名及び[SIAA コード] | 内容 |
|---|---|
| [JP6○○○　　] | |
| 基準を満たさなかった原因（別資料添付可） | |
| ① | |
| 対策（別資料添付可） | |
| ② | |
| 他に登録製品がある場合、それらに同様の事象が発生していないかの確認（別資料添付可） | |
| ③ | |

以上

運用マニュアル M24 別紙2

これらの調査報告に加えて
是正したサンプルでの
試験データも必要です

①基準を満たさなかった原因

②対策

③他に登録製品がある場合、それらに
同様の事象が発生していないかの確認

# 【参考】品質マネジメントシステム（ISO 9001：2015）
# 10.2 不適合及び是正処置

***10.2*　不適合及び是正処置**

***10.2.1***　苦情から生じたものを含め、不適合が発生した場合、組織は、次の事項を行わなければならない。

a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず、次の事項を行う。
　1) その不適合を管理し、修正するための処置をとる。
　2) その不適合によって起こった結果に対処する。

b) その不適合が再発又は他のところで発生しないようにするために、次の事項によって、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。
　1) その不適合をﾚﾋﾞｭｰし、分析する。
　2) その不適合の原因を明確にする。
　3) 類似の不適合の有無、又は、それが発生する可能性を明確にする。

c) 必要な処置を実施する。

d) とった全ての是正処置の有効性をﾚﾋﾞｭｰする。

e) 必要な場合には、計画の策定段階で決定したﾘｽｸ及び機会を更新する。

f) 必要な場合には、品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの変更を行う。

是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものでなければならない。

***10.2.2*** 組織は、次に示す事項の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

a) 不適合の性質及びそれらに対してとったあらゆる処置

b) 是正処置の結果

ISO 9001 是正処置の対応手順

不適合の発生

不適合の管理・修正処置

不適合の原因の調査

類似不適合の確認

是正処置の決定

是正処置有効性のレビュー

リスク及び機会の更新
（必要に応じて）

品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの更新
（必要に応じて）

**SIAA定期性能チェックで要求していること**

- 不適合が発生した原因を調査・報告下さい
- 他のSIAA登録製品について同様・類似の事象が発生していないか調査し、報告下さい
- 該当する登録製品に対して、不適合に対する有効的な是正処置を報告下さい
  予防的な対策があるとGOODです

«例»
是正処置：抗菌剤の分散をよくするために、基材への混合方法を変更した。
予防処置：基材変更時は必ず抗菌効果を確認することとし、社内手順書●●で明確にした。

## 最後に…

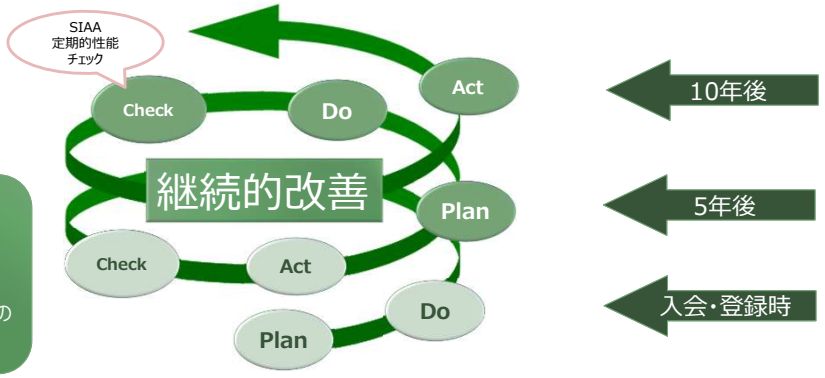


定期的性能チェックを
SIAAの一方的な
チェック制度と捉えず、
この制度を会員企業の
品質管理体制のチェック機能の
一つとして利用してください！

SIAAは定期的性能チェックを開始して4年が経過しました。
この制度を運用していることで明らかにSIAA会員の品質管理に対する意識、消費者からの信頼度は高くなっています。
定期的性能チェックは世に送り出した多くのSIAAマーク製品の抜き取り検査に過ぎません。

不具合が発見された場合は該当製品の改善・確認だけに留めず、自社製品の品質管理体制について見直し、改善のきっかけとして利用下さい。大切なことは継続的改善です。

SIAAﾏｰｸの信頼性の更なる向上のために
会員皆様のご協力宜しくお願い申し上げます

# ご清聴ありがとうございました